

住宅エコポイント制度【新築】の再開のお知らせ

平成23年10月21日「平成23年度第3次補正予算案」が閣議決定され、住宅エコポイント制度の再開が位置づけられました。なお、以下は、平成23年7月31日で工事の対象期間が終了した住宅エコポイントの概要を説明しています。再開する住宅エコポイントについては、詳細が決まり次第お知らせする予定です。

■住宅エコポイント【新築】の再開について■

【現行】 住宅エコポイント(住宅の省エネ化、住宅市場の活性化)



【再開後】 **復興支援**・住宅エコポイント(住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、**被災地復興支援**)

	【現行】住宅エコポイント	【再開】復興支援・住宅エコポイント
ポイント発行対象及びポイント数	エコ住宅の新築: 全国一律30万ポイント ※太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算	エコ住宅の新築: 被災地は30万ポイント、他は15万ポイント ※太陽熱利用システム設置の場合、2万ポイント加算
	<<工事内容>> ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(H11年基準)を満たす木造住宅	<<工事内容>> ①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅 ②省エネ基準(H11年基準)を満たす木造住宅
ポイント交換対象商品	様々な商品との交換や追加工事の費用などに交換	「環境」と「被災地支援」に重点化 「被災地支援」にポイントの半分以上を充当 ※全国型の商品券・プリペイドカード、被災地以外の地域産品・商品券への交換は行わない。※被災地の産品・製品、被災地の商品券等の要件については別途定める。
被災地の定義	—	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」 ※岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部
工事対象期間	終了	平成23年10月21日※～平成24年10月31日 ※第3次補正予算案閣議決定日
ポイント発行申請期間	【新築戸建て住宅】 ～平成24年6月30日	【新築戸建て住宅】 ～平成25年4月30日

【お問い合わせ先】

株式会社ノーブルホーム

TEL: 029-305-5555(代表) / FAX: 029-305-5722

E-mail: office@noblehome.co.jp

